（参考様式第1号）　　　　イチゴ品種「かおり野」許諾申請書

令和　　年　　月　　日

　三重県知事　様

　　　　　　　　　　申請者　住所　〒

団体名または氏名

　　　　　　　　　　 　　　　　役職・代表者名（団体の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　三重県育成イチゴ品種「かおり野」について、下記のとおり許諾を申請します。

記

１．許諾申請の内容　（３つのうち申請する許諾の種類を１つ選んで○を記入してください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 対　象 | 内　容 | 選択 |
| A生産許諾 | 生産者等 | 自らの経営で行う果実の生産のみを目的にした自家増殖と果実生産等。 |  |
| B生産者団体許諾 | 生産者団体とその構成生産者等 | 生産者団体による種苗生産と構成生産者等への種苗販売、ならびに、構成生産者による果実の生産のみを目的にした自家増殖と果実生産等。 |  |
| C種苗生産許諾 | 種苗業者等 | 日本国内で行う、種苗の生産、種苗の販売等。ただし、種苗の販売先は、生産許諾、生産者団体許諾または種苗生産許諾を受けた者に限る。 |  |

２．遵守事項承諾の確認　（１で選択した許諾の種類について、その種類に記されている各遵守等事項を確認し、承諾する欄に○を記入してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 遵　守　事　項 | 確認 |
| A生産許諾 | １．品種実施許諾料として三重県の指示に従って所定の実施料（県内の方25,000円（内消費税2,272円）、県外の方50,000円（内消費税4,545円））を支払います。（苗の代金は別途） |  |
| ２．苗は果実の生産のみを目的にした自家増殖と果実生産のためのもののみを購入します。また、許諾を受けた者以外に苗の増殖を委託することはありません。 |  |
| ３．入手した苗は果実の生産のみを目的にした自家増殖と果実生産のみに使用し、有償・無償に係わらず第三者へ苗を譲渡することはありません。 |  |
| ４．株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源について、第三者による盗難等がないよう、厳重に保管・管理します。 |  |
| ５．突然変異した苗を発見したときは、すみやかに三重県に報告します。それを品種登録しようとするときは三重県の承諾を得ます。 |  |
| ６．果実の販売・譲渡にあたり、登録品種名「かおり野」または「かおりの」以外の名称を用いません。また、「かおり野」の販売促進のため努力します。 |  |
| ７．許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保に供しません。 |  |
| ８．許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて三重県が調査することを認めます。 |  |
| ９．遵守事項を守らないなど重大な違反をし、三重県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。 |  |
| B生産者団体許諾 | １．苗の生産、調整および保管は日本国内に限り、海外に株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源が持ち出されることがないよう管理します。 |  |
| ２．許諾申請が認められたとき、申請者の所属団体および構成生産者の名簿を提出し、申請者の構成範囲を明確にします。 |  |
| ３．苗の販売または無償譲渡先は、申請者の構成範囲内または別に許諾を受けた者に限ります。 |  |
| ４．苗の生産、調整または保管を第三者に委託する場合、当該委託先は種苗生産許諾を受けた者に限ります。 |  |
| ５．株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源について、第三者による盗難等がないよう、その防止に注意します。 |  |
| ６．突然変異した苗を発見したときは、すみやかに三重県に報告します。それを品種登録しようとするときは三重県の承諾を得ます。 |  |
| ７．苗および果実の販売・譲渡にあたり、登録品種名「かおり野」または「かおりの」以外の名称を用いません。また、「かおり野」の販売促進のため努力します。 |  |
| ８．許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保に供しません。 |  |
| ９．許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて三重県が調査することを認めます。 |  |
| １０．遵守事項を守らないなど重大な違反をし、三重県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。 |  |
| C種苗生産許諾 | １．苗の生産、調整および保管は日本国内に限り、海外に株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源が持ち出されることがないよう管理します。 |  |
| ２．苗の販売または無償譲渡先は、日本国内で生産者許諾、生産者団体許諾または種苗生産許諾を受けた者に限ります。また、これら許諾を受けた者以外から種苗増殖を受託することはありません。 |  |
| ３．株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源について、第三者による盗難等がないよう、その防止に注意します。 |  |
| ４．突然変異した苗を発見したときは、すみやかに三重県に報告します。それを品種登録しようとするときは三重県の承諾を得ます。 |  |
| ５．苗の販売・譲渡にあたり、登録品種名「かおり野」または「かおりの」以外の名称を用いません。また、「かおり野」の販売促進のため努力します。 |  |
| ６．許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保に供しません。 |  |
| ７．許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて三重県が調査することを認めます。 |  |
| ８．遵守事項を守らないなど重大な違反をし、三重県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。 |  |

（次の項目も記入してください）

３．不当な行為の排除（全ての許諾申請の種類について、次の内容を確認し、確認欄に〇を記入してください。

・品種育成者権侵害の排除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 確　認　事　項 | 確認 |
| A生産許諾  B生産者団体許諾  C種苗生産許諾 | これまでに種苗法に基づく育成者権の侵害はありません。  （例）　登録品種について、育成者に無断での種苗の増殖、  販売等 |  |

・反社会的勢力の排除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 確　認　事　項 | 確認 |
| A生産許諾  B生産者団体許諾  C種苗生産許諾 | 下記のいずれにも該当せず、将来についても該当しません。   1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力   ②　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の  団体 |  |

（「A生産許諾」の場合、次の項目「「かおり野」生産許諾申請者情報」も記入してください）

【「かおり野」生産許諾申請者情報】

|  |  |
| --- | --- |
| 日　付 | 年　　　月　　　日 |
| 住　所 | 〒 |
| 氏　名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 特記事項（登録住所氏名以外に苗を送付できません。別の住所あてに苗発送を希望等、特殊な事情がある場合は、この欄に記入してください） | |
| 担当者連絡先（申請者と異なる場合には、以下に記入してください。）  住　所　　〒  氏　名  電話番号  FAX番号  E-mail | |

この情報は、「かおり野」の苗を販売する種苗業者（種苗生産許諾者）に提供することがあります。個人情報の提供を承諾いただけない場合は、その旨を特記事項の欄にご記入ください。